

改正

平成24年2月16日規則第6号

富津市災害見舞金及び災害弔慰金支給規則

(目的)

第1条 この規則は、災害により被災した市民に対し、災害見舞金又は災害弔慰金を支給することにより、市民福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災若しくは爆発により生ずる被害をいう。
- (2) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (3) 住家 専ら居住の用に供している家屋又はその一部を居住の用に供している家屋をいう。ただし、これらに附属する物置、倉庫等は除く。
- (4) 被災者 市民のうち災害により負傷若しくは死亡（死亡したと推定される場合を含む。）した者又は災害を受けた住家の居住者をいう。

(支給対象者)

第3条 災害見舞金は、被災者又は被災者の属する世帯の世帯主に支給する。ただし、被災者が死亡した場合は、この限りでない。

- 2 災害弔慰金は、死亡した被災者の遺族のうち、相続の順位、同居の有無等を勘案して市長が認めた者1名に支給する。
- 3 前項の遺族の範囲は、被災者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

(支給金額)

第4条 災害見舞金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	災害見舞金の額
----	---------

全壊、全焼及び全流失	50,000円
半壊及び半焼	30,000円
床上浸水、土砂の堆積等	20,000円
負傷	1人当たり10,000円

2 災害弔慰金の額は、1人当たり100,000円とする。

(認定基準)

第5条 災害見舞金に係る被害の認定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 全壊、全焼及び全流失 居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70パーセント以上に達した程度のも
の又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の50パーセント以上に達した程度
のもの
- (2) 半壊及び半焼 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のも
で、住家の損壊若しくは焼失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の20パーセント以上70
パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20パーセン
ト以上50パーセント未満のもの
- (3) 床上浸水、土砂の堆積等 住家の床より上に浸水したもの又は土砂の堆積等により一時的
に居住することができない状況となったもので前2号に該当しないもの
- (4) 負傷 災害により負傷し、20日以上入院を要すると診断されたもの

(申請)

第6条 災害見舞金又は災害弔慰金の支給を受けようとする者は、災害見舞金及び災害弔慰金支給
申請書（別記様式）を市長に提出するものとする。

(被害状況の調査及び支給決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに被災状況を調査し、災害見舞金
又は災害弔慰金支給の可否を決定するものとする。

(支給の制限)

第8条 市長は、災害が次の各号のいずれかに該当するときは、災害見舞金及び災害弔慰金を支給
しない。

- (1) 本市が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたとき。
- (2) 千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年千葉県市町村総合事務組合条例

第1号)により災害弔慰金が支給されるとき。

(3) 被災者の故意又は重大な過失によるとき。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に発生した災害による見舞金及び災害弔慰金の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年2月16日規則第6号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。